

物件番号1

令和7年度 第1回
一般競争入札による市有地売払いのご案内

【土地に関するお問い合わせ】
伊勢崎市建設部住宅課
電話:0270-27-2764(直通)

【申込・契約に関するお問い合わせ】
伊勢崎市総務部管財課
電話:0270-27-2703(直通)

令和7年度 第1回一般競争入札による市有地売払いの日程

一般競争入札とは、1つの物件に多数の購入希望者を募った上で、伊勢崎市が定めた最低売払価格以上の金額かつ最も高い金額で入札を行った方を売払いの相手として決定する方法です。

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札への参加を希望する方は、この案内書のほか、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認の上、お申込みください。

なお、本市契約検査課の実施している一般競争入札とは実施方法が異なります。本入札については、この案内書のとおり実施することといたします。

入札参加申込

受付期間: 令和7年11月4日(火)から令和7年11月26日(水)
(なお、土曜、日曜、祝日は除く。)

受付時間: 午前8時30分から午後5時15分

(正午から午後1時を除く)

までに申込受付窓口まで直接お申し込みください。

入札保証金の納付

申込時に納入通知書をお渡ししますので、入札保証金として、**入札金額の5%以上の金額(円未満切上げ)**を令和7年12月2日(火)までに納付してください。

入札保証金は、落札となった場合、契約保証金に充当することとなります。また、落札できなかった場合は、口座振込により返還いたします。

入札の実施

日時: 令和7年12月3日(水) 午前9時45分から受付開始

場所: 伊勢崎市役所東館5階 第3会議室

開札・落札者決定

入札終了後、ただちに開札を行います。

伊勢崎市が定めた最低売払価格以上の金額かつ最も高い金額で入札を行った方を落札者としします。

契約保証金の納付

落札された場合、令和7年12月10日(水)までに売買契約を締結していただきます。なお、契約保証金として**落札金額の10%以上の金額(円未満切上げ)**を契約締結日までに納付していただきます。

売買契約締結

売買代金納付

令和8年1月9日(金)までに契約保証金を差し引いた売買代金を納付していただきます。

所有権移転登記

所有権の移転は、売買代金の全額を納付された日とし、同時に物件を引き渡します。

土地の引渡し

売買代金完納後、伊勢崎市が所有権移転登記を行います。

この案内書は、令和7年10月30日(木)から令和7年11月26日(水)まで、伊勢崎市役所管財課、住宅課、市民情報コーナー(市役所・各支所)、いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター、伊勢崎駅前インフォメーションセンターにて配布しています。

また、市ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/somubu/kanzai/sisan/22289.html>



目次

令和7年度 第1回一般競争入札による市有地売払いの日程

1 売払い物件	1 ページ
2 お問い合わせ先	2 ページ
3 入札参加申込者の資格	2 ページ
4 入札参加申込みの際の確認事項	3 ページ
5 入札参加申込み方法等	3 ページ
6 入札保証金の納付	5 ページ
7 入札の実施日時及び会場等	5 ページ
8 入札当日に持参するもの	6 ページ
9 入札方法等	6 ページ
10 無効な入札	7 ページ
11 売払い条件	7 ページ
12 契約保証金の納付	8 ページ
13 売買契約の締結	8 ページ
14 売買代金の納付	9 ページ
15 所有権の移転登記及び土地の引渡し	9 ページ
16 入札結果及び契約内容の公表	9 ページ
17 応札のない土地の取扱い	9 ページ
18 その他	9 ページ
土地の概要	10 ページ
土地売買契約書（例）	13 ページ
添付書類一式	
○入札参加申込書兼入札参加申込書受理書	78 ページ
○誓約書（一般競争入札に関するもの）	79 ページ
○誓約書（暴力団排除条例に関するもの）	80 ページ
○委任状	81 ページ

一般競争入札による市有地の売払いについて

市有地を一般競争入札により、次のとおり売り払います。

一般競争入札とは、1つの物件に多数の購入希望者を募った上で、伊勢崎市が定めた最低売払価格以上の金額かつ最も高い金額で入札を行った方を売払いの相手として決定する方法です。

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札への参加を希望する方は、この案内書のほか、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認のうえ、お申込みください。

1 売払い物件

物件番号	所在地	地目	公簿面積	用途地域	最低売払価格
1	境上武士字西久保983番8	宅地	3,539.17㎡	なし	22,150,000円

物件の詳細は、土地の概要(10ページから12ページまで)を御覧ください。

【留意事項】

(1) 物件は、現状有姿のまま引き渡します。事前に現地を御覧になり、この案内書のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認のうえ、お申込みください。

(2) この案内書の内容や担当課の説明等と異なる事項があった場合は、**現状有姿を優先**とします。

(3) 令和6年度に行った地下埋設物調査の結果、地中にコンクリート殻、アスファルト殻、塩ビ管が存していることを確認しています。(埋設物は、掘削調査の結果によるものであるため、調査地点以外から異なる埋設物が出る場合があります。)地下埋設物調査の結果は最低売払価格に反映しているため、本物件は地下埋設物(伊勢崎市による令和6年度地下埋設物調査以深のもの、調査地点以外のものを含む)を理由とした契約不適合責任を一切負いません。また、地下埋設物調査を行ったことから、調査前の地耐力を確保していません。市が行った地下埋設物調査以外の地点の地下埋設物調査が必要な場合は、所有権移転登記後に購入された方が自己負担により行ってください。

(4) 本物件は、境上武士住宅の跡地のため、水道管が埋設している可能性があります。地下埋設物調査以外の調査は行っておりません。

(5) 土壌汚染調査、地盤調査等はしておりません。必要な場合は所有権移転登記後に購入された方が行ってください。埋設物に関して、売払い物件の地表物及び地下に埋設物等があった場合の撤去及び処分は、購入された方が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。

(6) 立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では一切行いません。また、越境物に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て購入者において行っていただきます。

(7) この案内書の物件は**公簿面積による売払い**となります。引き渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。

(8) 敷地内に電柱があるため、取り扱いについては所有権移転後、関係各社と協議してください。(東京電力・NTT)

(9) 洪水ハザードマップ上の浸水した場合に想定される水深は0.5～3.0m未満です。

(10) 本物件の西側隣接地(境上武士996番4、995番2、994番3など)を含む以西は河川区域になります。本物件のうち、河川区域との境界から20mの範囲については河川保全区域に該当しており、下記の行為を行う場合、許可が必要となります。詳細は伊勢崎土木事務所へお問い合わせください。

① 河川区域境界線から5m以内の土地の、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更、工作物の新築又は改築(耕うんを除く)

② 堤防に沿って行う盛土で、堤防に沿う部分の長さが20m以上の盛土

③ 河川区域境界線から5mより離れ20m以内の土地の、高さが3mより高い盛土

④ 河川区域境界線から5mより離れ20m以内の土地の、深さ1mより深い掘削又は切土

⑤ 河川区域境界線から5mより離れ20m以内の土地の、コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なものの新築又は改築(木造・軽量鉄骨造など荷重の影響が少ない工作物は対象外)

⑥ 河川区域境界線から5mより離れ20m以内の土地の、貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものの新築又は改築

2 お問い合わせ先

【土地に関するお問い合わせ】

物件番号	所在地	お問い合わせ先	電話(直通)
1	境上武士字西久保983番8	伊勢崎市建設部住宅課	0270-27-2764

【申込・契約に関するお問い合わせ】

物件番号	お問い合わせ先	電話(直通)
1	伊勢崎市総務部管財課	0270-27-2703

質問事項に関しましては、所定の質問書に記入の上、令和7年11月4日(火)から令和7年11月14日(金)までに伊勢崎市役所管財課に提出してください。質問書は伊勢崎市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/somubu/kanzai/sisan/22289.html>



3 入札参加申込者の資格

入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。次に掲げる全ての要件を満たしていなければ申込みできません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者でないこと

(2) 伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2条第3号及び第4号(暴力団、暴力団員等)の規定に該当する者でないこと

(上記条例の規定に該当する疑いがある場合、警察署に情報を照会する場合があります。)

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業への用途を目的とする者でないこと

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団及び同条第6号に定める暴力団員の活動のための用途を目的とする者でないこと

(5) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項各号に定める行為を行った団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途を目的とする者でないこと

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条第2項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員のための活動のための用途を目的とする者でないこと

(7) 公序良俗に反する用途を目的とする者でないこと

(8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定される公有財産に関する事務に従事する伊勢崎市職員でないこと

(9) (3)から(7)の用途に類する用途を目的とする者でないこと

4 入札参加申込みの際の確認事項

入札に参加しようとする方(以下「入札参加者」という。)は、この案内書をよくお読みになり、現地を実際に確認のうえ、必ず本案内書の内容、現地の状況、法令に基づく規制、入札条件、契約条件、契約事項を十分に認識して、全て了解されたうえで申込みをしてください。

※現地説明会はありません。

- (1) 1名の方(法人を含む。)が複数の物件に申し込むことはできますが、同じ物件に複数申し込むことはできません。
- (2) 2名以上の共有による入札参加申込みもできますが、その中の1名が個人として、同じ物件に申し込むことはできません。
- (3) 「法人での申込み」があった場合、「履歴事項全部証明書に記載のある個人での申込み」はできません。
- (4) 入札参加は、一世帯(一法人)単位とします。
- (5) 入札保証金、契約保証金、売買代金は、それぞれ一括納付となります。(分割納付不可)

5 入札参加申込み方法等

入札参加者は、受付期間内に参加申込みの手続が必要です。

入札参加申込書に必要事項を御記入・押印のうえ、必要書類を添えて申込受付窓口へ直接御持参してお申込みください。

なお、申込時に、御持参した方の身分証明書(官公署の発行した顔写真入りのもの。)を確認させていただきます。申込者御本人が御持参する場合は御本人のものを、委任(委任状)を受けた方(以下、「代理人」という。)が御持参する場合は代理人のものと併せて委任状を御持参ください。

(郵送、FAX、電子メールでの提出は、受け付けません。)

(1) 申込受付期間及び受付時間

受付期間 及び 受付時間	令和7年11月4日(火)から令和7年11月26日(水)まで 土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで (正午から午後1時を除く。)
--------------------	---

(2) 申込受付窓口

受付窓口	伊勢崎市役所総務部管財課(本館3階)(電話:0270-27-2703)
------	-------------------------------------

(3) 入札参加申込みに必要な書類

入札参加者が個人の場合と法人の場合で提出書類が異なりますので、御注意ください。

※①・②・③・⑥の書類は伊勢崎市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/somubu/kanzai/sisan/22289.html>



【個人で参加する場合】

- ①入札参加申込書兼入札参加申込書受理書(78ページ)
- ②誓約書(一般競争入札に関するもの)(79ページ)
- ③誓約書(暴力団排除条例に関するもの)(80ページ)
- ④印鑑登録証明書(原本) 1通
- ⑤住民票謄本(原本) 1通(世帯全員が記載。マイナンバー、続柄、本籍の記載がないもの。)
- ⑥委任状(81ページ。代理人が持参する場合)

【法人で参加する場合】

- ①入札参加申込書兼入札参加申込書受理書(78ページ)
- ②誓約書(一般競争入札に関するもの)(79ページ)
- ③誓約書(暴力団排除条例に関するもの)(80ページ)
- ④印鑑登録証明書(原本) 1通
- ⑤履歴事項全部証明書(原本) 1通
- ⑥委任状(81ページ。代理人が持参する場合)

複数の物件に申し込む場合は、①・②・③の書類が物件ごとに必要です。

④・⑤は発行後3か月以内のもの。

共有名義を希望される場合は、連名でお申込みください。この場合、提出書類②から

⑤については、連名者全員分の提出が必要となります。

※印鑑は、全て実印(印鑑登録証明書にある印鑑)を押印してください。

(4) 注意事項

①入札参加申込書等の作成及び提出にかかる費用は、入札参加者の負担とします。

②提出された書類等による個人情報の取り扱いについては、入札事務、伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第6条第1項に定める伊勢崎市の事務及び事業における措置、契約締結事務、登記嘱託事務等本来の目的を達成するために使用することとし、担当職員により、管理、処分いたします。

③提出された書類に事実と相違する記載があるときは、申込み及び売払いの決定は無効になります。

④提出された書類は、返却しません。

(入札参加申込書等を提出した後に入札参加を辞退された場合も返却しません。)

⑤提出後、原則として申込書等の差替え又は再提出はできませんので、よく御確認ください。

⑥契約締結と所有権移転登記は申し込まれた方の名義で行います。単独名義で申し込まれた方が共有名義で、また共有名義で申し込まれた方が単独名義で、契約締結と所有権移転登記をすることはできません。

⑦申込み状況は、一切お答えできません。

⑧入札の執行に際し、特別の事情が発生した場合には、入札の執行を延期又は中止することがあります。その場合、入札参加者が損失を受けることがあっても、伊勢崎市は補償の責めを負いません。

⑨申込後、入札参加辞退する場合は、辞退する旨を入札日当日までに物件番号ごとに受付窓口までご連絡ください。

(5) 入札関係書類

参加申込み受付時に、入札時に持参していただく入札参加申込書受理書(参加申込みの受付が済みましたら、その場で「入札参加申込書受理書」を切り離し、お渡しいたします。)、入札書、入札保証金の納入通知書、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書、委任状をお渡します。

6 入札保証金の納付

(1) 入札保証金の額

入札参加者は、物件番号ごとに**入札金額の5%以上(円未満切上げ)**を入札保証金として、**令和7年12月2日(火)までに納付しなければ入札に参加できません。**

(2) 納付方法

申込受付時にお渡しする、伊勢崎市の発行する納入通知書により、**令和7年12月2日(火)までに金融機関で一括納付してください。**

※入札保証金の分割納付はできません。

※入札当日、金融機関の領収済印のある入札保証金の納入通知書(領収証書)原本を御持参ください。

(3) 入札保証金の返還等

①落札者以外の方が納めた入札保証金は、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書と引き換えに、入札日の約1か月後までに、口座振込みにより返還いたします。

②落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当されます。

③入札保証金には、利息は付しません。

④入札後、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は伊勢崎市に帰属することとなり、返還いたしません。

7 入札の実施日時及び会場等

(1) 入札日

令和7年12月3日(水)

(2) 入札開始時間

物件番号	所在地	受付開始時間	入札開始時間
1	境上武士字西久保983番8	午前9時45分	午前10時00分

(3) 入札及び開札会場

伊勢崎市役所 東館5階 第3会議室

受付や駐車場が混雑する場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※申込み状況により、時間が前倒しになる場合がありますので、御了承下さい。

なお、時間が前倒しになる場合には、事前に受付開始時間及び入札開始時間をご連絡します。

8 入札当日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書受理書(原本、受付印のあるもの)
- (2) 入札書(所定の封筒に入れ、封印したもの)
- (3) 入札保証金を納付した納入通知書(領収証書)(原本、金融機関の領収済印のあるもの)
- (4) 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- (5) 実印(法人等で実印の持ち出しができない場合はご相談ください)
印鑑登録証明書にある印鑑。共有名義の場合は全員分。代理人の場合は、委任状に押印した委任者の実印。
- (6) 身分証明書(入札会場に入場される方のもの。官公署の発行した顔写真入りのもの)
- (7) 委任状
 - ① 代理人が入札する場合。申込者本人の印鑑登録証明書にある印鑑が押印されたもの。
 - ② 共有名義で申し込む場合で、代表者が入札を行う場合、代表者への委任状が必要となります。

9 入札方法等

- (1) 令和7年11月26日(水)午後5時15分までに申込受付窓口「入札参加申込書」等を提出し、引き換えに「入札参加申込書受理書」を受け取り、さらに令和7年12月2日(火)までに入札保証金を納めてください。
- (2) 入札書は直接持参によるものとし、郵送、FAX、電子メール等による入札は認めません。
- (3) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、所定の封筒に入れて封印したものを、指示に従って所定の入札箱へ投入してください。
- (4) 入札会場には、入札参加者又は代理人しか入場できません。
- (5) 入札開始時間前に入札参加者又は代理人の全員が入札会場に揃った場合、入札開始時間前であっても、入札を開始します。
なお、入札開始時間に入札会場に入札参加者又は代理人が出席していない場合は入札に参加できません。
- (6) 入札箱に投入された入札書は、書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。
- (7) 開札は、入札会場において入札終了後直ちに、入札者又は代理人の立会いのうえ、行います。開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名(法人の場合は名称。)及び落札金額を、入札会場において宣言します。
- (8) 開札の際、入札者全員の「氏名」「入札金額」を、入札書を開札する毎に読み上げますので御了承ください。
- (9) 落札者の決定に当たっては、有効な入札を行った方のうち、伊勢崎市が定めた最低売払価格以上の金額かつ最も高い金額で入札を行った方を落札者とします。
- (10) 落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。なお、くじを引く順は、入札当日の受付順に、くじを引く順番を決めるくじを引き、次に落札者を決めるくじを引くこととします。
- (11) 入札の執行に際し、特別の事情が発生した場合には、入札の執行を延期又は中止することがあります。その場合、入札参加者が損失を受けることがあっても、伊勢崎市は補償の責めを負いません。
- (12) 入札妨害等、担当職員の指示に従わなかった方は、即刻入札会場から退去退室していただき、その方の入札の権利と入札自体を無効とします。
- (13) 開会から閉会までは、(12)の場合を除き、入札会場を入退場できませんので、入札を辞退される方や落札できなかった方であっても、閉会するまでは退場できません。

※上記は基本的な流れであり、状況により若干の変更が生じる場合があります。予めご了承ください。

10 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 同一の入札者が一つの入札について、2つ以上の入札をした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 他人の代理を兼ね(一つの入札について、同一の入札者が本人と代理人の両方でした入札。)、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札書に記載すべき事項の記載や押印(実印等)がない入札、入札金額を訂正した入札、記載事項について誤字脱字があり不明確で判読不能な入札
- (6) この案内書において示された条件に違反した入札
- (7) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった入札
- (8) 入札保証金の納付がない者や入札保証金が入札金額の5%以上(円未満切り上げ)に達しない者の入札
- (9) 最低売払価格未満の額での入札
- (10) その他、入札に際し不正な行為があった入札

11 売払い条件

(1) 売買代金は、納付期日までに全額を納付してください。分割納付はできません。「14 売買代金の納付」を御覧ください。

(2) 関係法令及び土地売買契約書の条項等を遵守してください。

(3) 売買物件の引渡しの中から、次に該当する用途に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団及び同条第6号に定める暴力団員の活動のための用途

③ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項各号に定める行為を行った団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条第2項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

⑤ 公序良俗に反する用途

⑥ ①から⑤までの用途に類する用途

(4) 土地は現状有姿のまま引き渡します。

1 2 契約保証金の納付

(1) 契約保証金の額

落札者は、物件番号ごとに**落札金額の10%以上(円未満切上げ)の金額を、契約保証金として契約締結時まで、納付しなければなりません。**

※落札者が納付した入札保証金(令和7年12月2日(火)までに納付済み)は、契約保証金の一部に充当され、売買代金(落札金額)の10%以上の金額(円未満切り上げ)から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

詳しくは、落札後に担当職員より説明させていただきます。

(2) 納付方法

落札後、伊勢崎市の発行する納入通知書により、**契約締結期限(令和7年12月10日(水))までに金融機関で一括納付してください。**

※契約保証金の分割納付はできません。

(3) その他

① 契約保証金は、売買代金に充当します。

② 契約保証金には、利息は付しません。

③ **令和7年12月10日(水)**までに契約保証金を納めない場合、当該落札は無効となり、入札保証金は伊勢崎市に帰属することとなり返還いたしません。

④ 契約保証金の納付後、契約を辞退し、又は解除することになった場合、入札保証金及び契約保証金は伊勢崎市に帰属することとなり返還いたしません。

1 3 売買契約の締結

(1) 落札後、契約締結に関する案内を行い、落札者と締結します。
契約の締結に当たり契約書等をお渡ししますので、落札者は(2) 契約締結時に御用意いただくものを用意し、**令和7年12月10日(水)**までに**伊勢崎市役所本館3階管財課**まで直接御持参ください。

(受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

土地売買契約書は、13ページから77ページのとおりですので、十分に内容を御確認ください。

(2) 契約締結時に御用意していただくもの

① 土地売買契約書2部

② 土地売買契約書に貼付する収入印紙(契約金額に応じた金額となります)

③ 契約者の実印(印鑑登録証明書にある印鑑)

④ 登録免許税にかかる収入印紙(入札後の説明でお知らせします)

⑤ 契約保証金を納付した納入通知書(領収証書)(原本、金融機関の領収済印のあるもの)

⑥ 身分証明書(官公署の発行した写真入りのもの)

※ ③が御持参できない場合は管財課へ御相談ください。

(3) 契約締結期限

令和7年12月10日(水)午後5時15分まで

(受付時間は、土曜・日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(4) 契約締結場所

伊勢崎市役所本館 3階 管財課

(5) 契約にあたっての注意事項

① 契約締結期限の延期は、いかなる理由があっても認められません。また、落札者が定められた契約締結期限までに契約を締結しない場合は、当該落札は無効となり、納付済みの入札保証金及び契約保証金は返還いたしません。

② 売買代金以外にも土地売買契約書に貼付する収入印紙等、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

14 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、**令和8年1月9日(金)**までに落札金額から契約保証金を差し引いた金額を納付してください。
- (2) 売買代金は、伊勢崎市が発行する納入通知書により一括納付していただきます。なお、納入通知書は契約締結時にお渡しします。
- (3) 売買代金の分割納付はできません。
- (4) 納付期日までに売買代金が納付されない場合、当該契約は解除されますので十分御注意ください。

15 所有権の移転登記及び土地の引渡し

- (1) 所有権移転の時期は、売買代金完納の日とし、同時に物件を現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、引渡し後に伊勢崎市が行いますが、登記に係る一切の費用は、買主の負担となります。

【参考額】登録免許税(国税)

物件番号1	約200,000円
-------	-----------

※上記は、令和7年度に所有権移転登記を提出した場合です。

16 入札結果及び契約内容の公表

入札結果については、入札金額、個人・法人の区分(法人については法人名)を、契約締結したものについては、その契約内容(物件所在地、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分(法人については法人名))をホームページにて公表します。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/somubu/kanzai/sisan/22289.html>



17 応札のない土地の取扱い

今回、入札において応札の無かった土地については、再度入札実施となるまでの間、先着順にて売り払います。

なお、お問い合わせは、物件番号ごとに受付窓口までご連絡ください。

18 その他

本書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、伊勢崎市財務規則、伊勢崎市契約規則等の定めるところにより処理します。

土地の概要

土地の概要は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。
事前に現地を御覧になり、この調書のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認の上、お申込みください。

なお、登記事項証明書の写し、公図の写し、地積測量図の写しにつきましては、お問い合わせ先に備え付けてあります。

お問い合わせ先

物件 番号	所在地	お問い合わせ先
1	境上武士字西久保983番8	伊勢崎市建設部 住宅課住宅政策係 電話: 0270-27-2764(直通)

物 件 調 書

伊勢崎市総務部管財課・建設部住宅課

市有地の売り払いに関して、下記の不動産について次のとおり説明します。

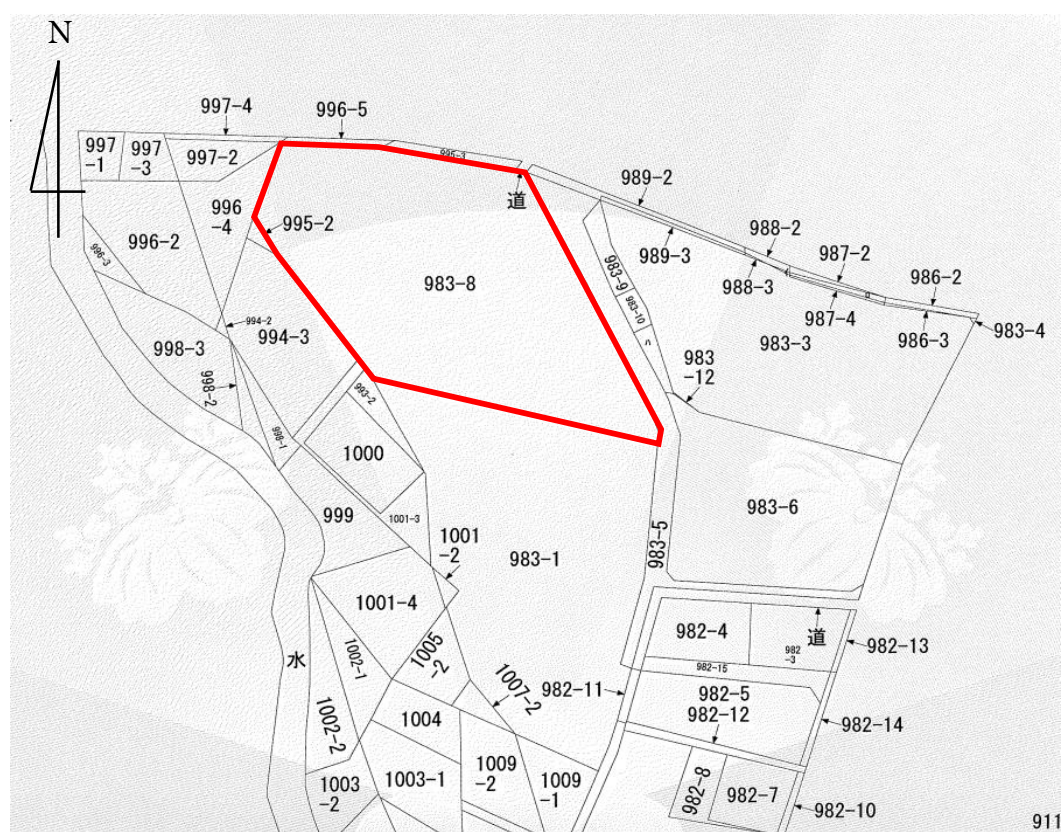
この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いします。

		物件番号	1			
取引の態様		売 買 ・ 当 事 者				
土 地	所在地	伊勢崎市境上武土字西久保983番8				
	登記簿の地目	宅地	面 積	3,539.17㎡ 登記簿 3,539.17㎡ 実 測		
売主の住所・氏名		伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市				
登記記録に記録された事項	名義人	所有権に関する事項（権利部(甲区)）				
		氏名	伊勢崎市			
		所有権以外の権利に関する事項（権利部(乙区)）		な し		
都市計画法	区域の別	市街化調整区域	用途地域	なし		
	制限の内容	お申込み前に建築指導課(市役所東館4階)(問合せ先0270-27-2763)まで御相談ください。				
	地域地区等	な し				
	建ぺい率	70 %	容積率	200 %		
建築基準法	敷地と道路との関係	北側:幅員8.0m～12.0m(建築基準法第42条第1項第1号道路(直接接してはいません)) 東側:幅員6.0m～7.0m(建築基準法第42条第1項第1号道路) 西側:幅員3.5m～4.0m(建築基準法外道路)				
	私道の変更または廃止の制限	な し				
	その他	・計画によっては開発に係る可能性がありますので、建築指導課開発指導係(市役所東館4階)(問合せ先0270-27-2792)までお問合せください。 ・文化財包蔵地に認定されておませんが、将来の開発に際して土器等の遺物が発見された場合には、文化財保護課(問合せ先0270-75-6672)へご連絡ください。				
私道に関する負担に関する事項		な し				
飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況			整備状況	特別負担の有無	問合せ先	電話番号
		上水道	周辺道路に管あり (引込可)	要加入金・手数料	伊勢崎市上下水道局上水道整備課	0270-30-1230
		電気	敷地内に電柱あり	-	-	-
		都市ガス	なし	-	-	-
	排水	下水道	なし	-	伊勢崎市上下水道局下水道整備課	0270-30-1230
		道路側溝	周辺道路に側溝あり	-	伊勢崎市道路管理課	0270-27-2761
	備考	・上水道:東側市道下に水道本管(HVPφ75)、北側市道下に水道本管(DIPφ200)が埋設されています。詳細については事前に伊勢崎市上下水道局上水道整備課へお問い合わせください。水道を利用する場合には、水道加入金・給水装置工事申込手数料が別途必要になります。 ・下水道:下水道はありません。 ・都市ガス:都市ガス供給区域外です。				
その他取引条件に関する事項	宅地造成等工事規制区域	区域内	計画によっては盛土規制法の対象となりますので事前に建築指導課へお問い合わせください。			
	土砂災害警戒区域	区域外				
	契約の解除に関する事項	・契約の解除については、土地売買契約書第14条の規定による。				
	損害賠償額の予定又は違約金に関する事項	・損害賠償額については、土地売買契約書第17条の規定による。 ・違約金については、土地売買契約書第16条の規定による(売買代金の100分の10)。				
	契約不適合責任の履行に関する措置の概要	土地売買契約書第10条の規定による。				
	留意事項	・本物件は、土地売買契約書第2条第2項の規定により現状有姿のまま引き渡します。事前に現地を御覧になり、この調書のほか、境界標を含め、現地の状況、周辺環境及び建築制限その他物件内容について、必ず御自身で調査確認のうえ、お申込みください。 ・現状と異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。 ・本物件は令和6年度に行った地下埋設物調査の結果、地中にコンクリート殻、アスファルト殻、塩ビ管が存していることを確認しています。(埋設物は、掘削調査の結果によるものであるため、調査地点以外から異なる埋設物が出る場合があります。)地下埋設物調査の結果は最低売払価格に反映しているため、本物件は地下埋設物(伊勢崎市による令和6年度地下埋設物調査以深のもの、調査地点以外のものを含む)を理由とした契約不適合責任を一切負いません。また、地下埋設物調査を行ったことから、調査前の地耐力を確保していません。市が行った地下埋設物調査以外の地点の地下埋設物調査が必要な場合は、所有権移転登記後に購入された方が自己負担により行ってください。 ・本物件は、境上武土住宅の跡地のため、水道管が埋設している可能性があります。地下埋設物調査以外の調査は行っていません。 ・土壌汚染調査、地盤調査等はしておりません。必要場合は所有権移転登記後に購入された方が行ってください。埋設物に関して、売払い物件の地表物及び地下に埋設物等があった場合の撤去及び処分は、購入された方が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。 ・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、市では一切行いません。また、越境物に関して、市は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て購入者において行っていただきます。 ・本物件は公簿面積による売払いとなります。引き渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。 ・本物件は、契約時に契約保証金として、落札金額の10%以上(円未満切上げ)の納付が必要となります。(契約保証金は、代金完納時に売買代金に充当します。)また、契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記時の登録免許税その他の費用は買主の負担となります。 ・本物件は、土地売買契約書第11条の規定により特定用途には使用できません。 ・敷地内に電柱があるため、取扱いについては所有権移転後、関係各社と協議してください。(東京電力・NTT東日本) ・洪水ハザードマップ:浸水した場合に予想される水深 0.5～3.0m未満 ・本物件の西側隣接地(境上武土996番4、995番2、994番3など)を含む以西は河川区域になります。本物件のうち、河川区域との境界から20mの範囲については河川保全区域に該当しており、下記の行為を行う場合、許可が必要となります。詳細は伊勢崎土木事務所へお問い合わせください。 ①河川区域境界線から5m以内の土地の、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更、工作物の新築又は改築(耕うんを除く) ②堤防に沿って行う盛土で、堤防に沿う部分の長さが20m以上の盛土 ③河川区域境界線から5mより離れ20m以内の土地の、高さが3mより高い盛土 ④河川区域境界線から5mより離れ20m以内の土地の、深さ1mより深い掘削又は切土 ⑤河川区域境界線から5mより離れ20m以内の土地の、コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なものの新築又は改築(木造・軽量鉄骨造など荷重の影響が少ない工作物は対象外) ⑥河川区域境界線から5mより離れ20m以内の土地の、貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものの新築又は改築				

案内図



土地の見取図



※土地の見取り図は、現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、縮尺・位置・境界等は実際と異なる場合がありますので、あくまで参考としてお考え下さい。

土地売買契約書（例）

売主 伊勢崎市（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買取るものとする。

所在地	区分	地目	地積（㎡）
	土地		
合計地積			

2 前項の売買物件は、土地登記簿に記載された地積を契約の基礎とし、甲は乙に現状有姿のまま引き渡す。

3 乙は、別紙の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 落札金額 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金 落札金額の10%以上 円を、甲の発行する納入通知書によりこの契約締結までに納付するものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金 入札保証金額 円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、第3条の売買代金と前条第1項に定める契約保証金の差額（以下「差金」という。）を、甲の発行する納入通知書により令和8年1月9日までに納付するものとする。

2 甲は、乙が前項に規定する差金を納付したときは、前条第1項の契約保証金を売買代金に充当するものとする。

3 売買代金の納入期限の延期は、いかなる理由があろうとも認めない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

2 甲は、前項の規定により所有権を移転したときは、速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が乙に移転した時は、遅滞なく、当該物件をその所在する場所において現状のまま乙に引き渡すものとする。

(公租公課)

第8条 乙は、前条に規定する引渡し後におけるこの土地の一切の公租公課を負担する。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約締結のときから売買物件の引渡しの日までにおいて、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損したときは、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この契約を締結した後において、売買物件に種類、品質に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(売買物件の特定用途への使用の禁止)

第11条 乙は、売買物件の引渡しの日から、売買物件を以下の各号の用に供してはならない。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第

11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に定める暴力団及び同条第6号に定める暴力団員の活動のための用途

(3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項各号に定める行為を行なった団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

(4) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

(5) 公序良俗に反する用途

(6) 前各号の用途に類する用途

（土地転得者への義務の継承）

第12条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には第2条第3項に定める事項及び内容と前条に定める義務を当該第三者に継承させなければならない。

（実地調査等）

第13条 甲は、この契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務または資産の状況に関して質問し、実地に調査し、または参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から報告又は資料の提出を求められたときは、その求めに応じなければならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は入札参加資格を有しないことが判明したときは、この契約を解除することができる。

（返還金）

第15条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合には、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

（違約金）

第16条 乙は、甲が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は甲に対して売買代金の100分の10を違約金として甲の定めるところにより支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認められるときはこれを減免することができる。

2 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付が行われている場合、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当する。

3 違約金は、次条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより乙が甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第16条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(原状回復義務)

第19条 乙は、甲が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、現状のまま返還することができる。

(契約の費用)

第20条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第21条 乙は、売買物件の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(管轄裁判所の合意)

第22条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する前橋地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第23条 甲と乙は、この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを決定する。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
氏 名 伊勢崎市長 臂 泰 雄

乙 住 所
氏 名

別紙

- ・本物件は令和6年度に行った地下埋設物調査の結果、地中にコンクリート殻、アスファルト殻、塩ビ管が存していることを確認しています。（埋設物は、掘削調査の結果によるものであるため、調査地点以外から異なる埋設物が出る場合があります。）地下埋設物調査の結果は最低売払価格に反映しているため、本物件は地下埋設物（伊勢崎市による令和6年度地下埋設物調査以深のもの、調査地点以外のものを含む）を理由とした契約不適合責任を一切負いません。また、地下埋設物調査を行ったことから、調査前の地耐力を確保していません。甲が行った地下埋設物調査以外の地点の地下埋設物調査が必要な場合は、所有権移転登記後に乙が自己負担により行ってください。
- ・本物件は、土壤汚染調査、地盤調査等はしておりません。必要な場合は所有権移転登記後に乙において自己負担により行ってください。売払い物件の地表物及び地下に埋設物等があった場合の撤去及び処分、地盤及び土壌に関して工事が必要な場合も同様です。
- ・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、フェンス・囲壁・擁壁・井戸など地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、甲は一切行いません。また、越境物に関して、甲は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て乙において行っていただきます。
- ・本物件は公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。
- ・本物件は境上武士住宅の跡地のため、水道管が埋設している可能性がありますが、地下埋設物調査以外の調査は行っておりません。
- ・敷地内に電柱等があるため、取扱いについては乙において関係各社と協議してください。